

## 自然公園等整備事業の概要

## 1. 環境省直轄事業

## (1) 国立公園の直轄事業

風致を維持する必要がある地域における公園事業

特別保護地区、第1種特別地域及び海域公園地区で行われる事業(これらの地域に到達する歩道等、密接に関係する周辺地域の事業を含む)

集団施設地区

集団施設地区に係る事業(案内標識等、密接に関係する周辺地域の事業を含む)

その他、特別に保護する必要がある地域、動植物に係る公園事業等

自然再生事業、絶滅危惧種等の保護増殖のために必要な植生復元施設、生態系維持回復事業に係る施設、国立公園内の長距離自然歩道、多数の利用者への対応として特に整備が必要な歩道等

## (2) 国指定鳥獣保護区の直轄事業

鳥獣の生息環境が悪化している国指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息地の保護を図るための保全事業を実施

## 2. 自然環境整備交付金制度

- ・ 都道府県が関係市町村等と調整のうえ自然環境整備計画を作成し、国定公園及び長距離自然歩道(国定公園及び国定公園区域外)において実施する事業<sup>(注)</sup>
- ・ 都道府県のみならず市町村も事業主体となって実施可能
- ・ 整備計画に位置付けられた交付対象事業の事業費の45%を限度に都道府県に交付

(注) 都道府県が事業主体として整備する長距離自然歩道事業については、平成23年度より新たに創設された地域戦略自主交付金(内閣府所管)に移行している。なお、平成24年度には同交付金の対象事業の拡大が検討されている。